|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 重複 | 種　目 | 対　象　者 | 性　能　等 | 耐用年数 | 基準額 |
| 介護・訓練支援用具 | 重複不可 | 特殊寝台 | 下肢又は体幹機能障害2級以上  難病患者等であって、寝たきりの状態にある者 | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。 | 8年 | 154,000円 |
| 訓練用ベッド | 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児  難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のある者  ※原則として学齢児以上の者 | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。 | 8年 | 159,200円 |
| 重複不可 | 特殊マット | 下肢又は体幹機能障害1級の障害者及び2級以上の障害児  療育手帳A2以上  難病患者等であって寝たきりの状態にある者  ※常時介護を要する者に限る。  ※原則として3歳以上の者 | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。 | 5年 | 19,600円 |
| 床ずれ防止用具 | 下肢又は体幹機能障害１級の障害者及び下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児  難病患者等であって寝たきりの状態にある者  ※常時介護を要する者に限る。  ※医師の意見書を要する  ※原則として3歳以上の者 | エアマット（空気圧の切り替えにより耐圧分散を行うもの）又は除圧マット（ウレタンフォーム等の特殊な素材により耐圧分散を行うもの）で、褥瘡を防止できる機能を有するもの。 | ５年 | 102,000円 |
|  | 特殊尿器 | 下肢又は体幹機能障害1級  難病患者等であって、自力で排尿できない者  ※常時介護を要する者に限る。  ※原則として学齢児以上の者 | 尿が自動的に吸引されるもので、重度障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。 | 5年 | 67,000円 |
| 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。）  ※原則として3歳以上の者 | 重度障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。 | 5年 | 82,400円 |
| 体位変換器 | 下肢又は体幹機能障害2級以上  難病患者等であって,下肢又は体幹機能に障害のある者  ※下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。  ※原則として学齢児以上の者 | 介助者が重度障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。 | 5年 | 15,000円 |
| 移動用リフト | 下肢又は体幹機能障害2級以上  難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のある者  ※原則として3歳以上の者 | 介助者が重度障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | 4年 | 159,000円 |
| 訓練いす | 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児  ※原則として3歳以上の者 | 原則として付属のテーブルをつけるものとする。 | 5年 | 33,100円 |
| 自立生活支援用具 |  | 入浴補助用具 | 下肢又は体幹機能障害  難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のある者  ※入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。  ※原則として3歳以上の者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、重度障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 | 90,000円 |
| 便器 | 下肢又は体幹機能障害2級以上  難病患者等であって、常時介護を要する者  ※原則として学齢児以上の者 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 | 4,450円  （手すり）  5,400円 |
| 頭部保護帽 | 療育手帳A2以上（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）  平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者  てんかんの発作等により頻繁に転倒する精神障害者 ※原則として3歳以上の者  ※精神障害者の場合は、精神障害者保健福祉手帳または医師の意見書等を要する | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 | 3年 | 15,656円 |
| Ｔ字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行不安定な者 | 障害児・者が容易に使用し得るもの。 | 3年 | 3,150円 |
| 移動・移乗支援用具 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者  難病患者等であって、下肢に障害のある者  ※原則として3歳以上の者 | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。  ア　重度障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。  イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。  ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 | 60,000円 |
| 特殊便器 | 上肢障害2級以上  療育手帳A2以上で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者  難病患者等であって、上肢機能に障害のある者  ※原則として学齢児以上の者 | 足踏ペダル等にて温水温風を出し得るもの。  ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 | 151,200円 |
| 火災警報機 | 障害等級2級以上  療育手帳A2以上  ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にもブザーで知らせ得るもの。 | 8年 | 15,500円 |
| 自動消火器 | 障害等級2級以上  療育手帳A2以上  難病患者等  ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。 | 8年 | 28,700円 |
| 電磁調理器 | 視覚障害2級以上（当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯）  療育手帳A2以上で18歳以上の者 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 6年 | 41,000円 |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害2級以上  ※原則として学齢児以上の者 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 10年 | 7,000円 |
| 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） | 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。 | 10年 | 87,400円 |
| 在宅療養等支援用具 |  | 透析液加温器 | 腎臓機能障害3級以上  ※原則として3歳以上の者 | 透析液を加温し、一定温度に保つもの。 | 5年 | 51,500円 |
| ネブライザー（吸入器） | 呼吸器機能障害3級以上又は咽頭摘出による音声言語障害若しくは肢体障害2級以上の身体障害児・者であって必要と認められる者  ※呼吸器機能障害以外の者が申請する場合は、医師の意見書を要する  難病患者等であって、呼吸器に障害のある者  ※原則として学齢児以上の者 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 5年 | 36,000円 |
| 電気式たん吸引器 | 呼吸器機能障害3級以上又は咽頭摘出による音声言語障害若しくは肢体障害2級以上の身体障害児・者であって必要と認められる者  ※呼吸器機能障害以外の者が申請する場合は、医師の意見書を要する  難病患者等であって、呼吸器に障害のある者  ※原則として学齢児以上の者 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 5年 | 56,400円 |
| 吸引・吸入両用器 | 呼吸器機能障害3級以上又は咽頭摘出による音声言語障害若しくは肢体障害2級以上の身体障害児・者であって必要と認められる者  ※呼吸器機能障害以外の者が申請する場合は、医師の意見書を要する  難病患者等であって、呼吸器に障害のある者  ※原則として学齢児以上の者 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 5年 | 72,500円 |
| 酸素ボンベ運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行う者 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 10年 | 17,000円 |
| 盲人用体温計（音声式） | 視覚障害2級以上（当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯）  ※原則として学齢児以上の者 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 5年 | 9,000円 |
| 盲人用体重計 | 視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 5年 | 18,000円 |
| 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 心臓機能障害３級以上又は呼吸器機能障害3級以上の者又は難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要な者  （医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器装着者）  ※モニタリング機能付きを申請する場合、医師の意見書を要する | 在宅の酸素療法等を要する重度の呼吸器機能障害者等が、簡易に動脈酸素飽和度を測定し、心肺機能が常時正常であるかどうかを確認できるもの。 | 5年 | 42,000円 |
| 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。 | 157,500円 |
| 情報・意思疎通支援用具 |  | 携帯用会話補助装置 | 音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有する者  ※原則として学齢児以上の者 | 携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。 | 5年 | 98,800円 |
| 情報・通信支援用具 | 視覚・上肢障害2級以上  言語、上肢複合障害2級以上  （文字を書くことが困難な者に限る。）  ※原則として学齢児以上の者 | 障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト等 | 6年 | 100,000円 |
| 点字ディスプレイ | 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）を有する者であって、必要と認められる者 | 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。 | 6年 | 383,500円 |
| 点字器 | 視覚障害を有し、本装置により意思伝達が容易になる者 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 7年 | 10,400円 |
| 携帯用点字器 | 視覚障害を有し、本装置により意思伝達が容易になる者 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 5年 | 7，200円 |
| 点字タイプライター | 視覚障害2級以上（本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る。） | 容易に操作できるもの。 | 5年 | 63,100円 |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー | 視覚障害2級以上  ※原則として学齢児以上の者 | 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 6年 | （録音再生機）  85,000円  （再生専用機）  35,000円 |
| 視覚障害者用活字文字読上げ装置 | 視覚障害2級以上  ※原則として学齢児以上の者 | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 6年 | 99,800円 |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者  ※原則として学齢児以上の者 | 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。 | 8年 | 198,000円 |
| 盲人用時計（触読時計） | 視覚障害2級以上 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 10年 | 10,300円 |
| 盲人用時計（音声時計） | 視覚障害2級以上（原則として、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者） | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 10年 | 13,300円 |
| 視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ | 視覚障害2級以上 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | 6年 | 29,000円 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障害又は発声・言語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者  ※原則として学齢児以上の者 | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの。 | 5年 | 71，000円 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚障害を有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの。 | 6年 | 88，900年 |
| 笛式人工喉頭 | 発声機能障害を有し、喉頭を摘出している者 | 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 | 4年 | 5，100円 |
| 電動式人工喉頭 | 発声機能障害を有し、喉頭を摘出している者 | 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの。 | 5年 | 72,000円 |
| 福祉電話（貸与） | 難聴者又は外出困難な身体障害児・者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | － | 83,300円 |
| ファックス（貸与） | 聴覚障害及び音声機能障害若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | － | 7,700円 |
| 点字図書 | 主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者 | 点字により作成された図書 | － | － |
| 排泄管理支援用具 |  | ストマ用装具（蓄便袋） | 高度の排便機能障害者でストマを造設した者 | 低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋 | － | 8,858円 |
| ストマ用装具（蓄尿袋） | 高度の排尿機能障害者でストマを造設した者 | 低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋 | － | 11,639円 |
| 紙おむつ | ①乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であって、障害等級2級以上の者のうち排便若しくは排尿の意思表示が困難な者  ②直腸・膀胱の機能障害者で、治療によって軽快の見込みがないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの著しい変形のため、ストマ用装具を装着できない者  ③直腸・膀胱の機能障害者で二分脊椎等の先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便機能障害又は高度の排尿機能障害のある者  ④直腸の機能障害者で、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 ※原則として3歳以上の者 | 重度障害者等が容易に使用し得るもの。 | － | 12,000円 |
| 収尿器 | 排尿機能障害者で尿失禁のある者 | 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 | 1年 | 8,755円 |
| 住宅改修費 |  | 居宅生活動作補助用具 | 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者  難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のある者  ※特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者又は難病患者等であって、上肢機能に障害のある者  ※原則として学齢児以上の者 | 重度障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 | － | 200,000円 |